

職員の懲戒処分について

令和6年3月13日付けで、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

- 1 被処分者 市長部局 40代 係長級 男性
- 2 処分内容 懲戒処分：減給10分の1 6月
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号)
- 3 処分日 令和6年3月13日
- 4 事案概要 特定の職員に対し、セクシュアル・ハラスメント等に該当する不適切な言動を行った。
- 5 その他 本件事案の詳細、被処分者および被害を受けた職員に関する情報等については、プライバシーの侵害や二次被害を防ぐため、公表を差し控えさせていただきます。